

移住して新生活をはじめめる世帯を応援します！ (令和6年わくや新生活応援補助事業のご案内)

新たに涌谷町に住宅を建築、購入した方に補助金を交付します。
但し、予算の範囲内での補助となりますのでお早めにご申請ください。

なお、各個別補助事業で共通となる対象者及び条件は、次のすべてに該当することです。

- ☑ 世帯を構成する全ての人が涌谷町外からの転入者であること
- ☑ 涌谷町に5年以上定住の意思があること
- ☑ 市町村税等の滞納がないこと
- ☑ 暴力団員でないこと

◆ 涌谷町移住促進住宅取得事業 ◆

最大
50万円

住宅取得分

【右記①②の5%とし、
上限20万円】

- ①住宅本体に要する建築費・購入費(付帯工事費、土地代金を除く)
- ②中古住宅の修繕費(居住に必要とされる修繕に限る)

子育て世帯加算

【上限20万円】

- ①義務教育以下の子ども(妊娠中も含む)が1人以上含まれていること
- ②第1子は10万円加算、第2子は更に5万円加算、第3子は5万円

町内建築業加算

【10万円】

- ①新築及び中古住宅リフォーム:10万円
- ※下請け・部分施工の場合は、その合計額が10万円以上であること

対象・条件: 涌谷町内に住宅を取得し、町外から転入後1年を経過していないこと

◆ 涌谷町住宅取得事業 ◆

最大
50万円

住宅取得分

【右記①②の5%とし、
上限20万円】

- ①住宅本体に要する建築費・購入費(付帯工事費、土地代金を除く)
- ②中古住宅の修繕費(居住に必要とされる修繕に限る)

子育て世帯加算

【上限20万円】

- ①義務教育以下の子ども(妊娠中も含む)が1人以上含まれていること
- ②第1子は10万円加算、第2子は更に5万円加算、第3子は5万円

町内建築業加算

【10万円】

- ①新築及び中古住宅リフォーム:10万円
- ※下請け・部分施工の場合は、その合計額が10万円以上であること

対象・条件: 涌谷町内に転入してから1年以上5年未満、民間賃貸住宅に居住していた世帯で、町内に住宅を取得してから1年未満の世帯

問合せ先: 涌谷町役場 企画財政課 企画班
電話番号: 0229-43-2112
E-mail: gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp



涌谷町 移住



【 提出書類について 】

申請時に次の書類を添えて、企画財政課に提出してください。

- 申込書(様式第1号)
- 世帯主氏名及び続柄が記載された転入世帯全員の住民票

- 付近見取図その他の位置図
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 中古住宅の修繕費については契約書又は領収書の写し
- 町内建築業者等が下請・部分施工等をした場合、それを証する契約書又は領収書の写し

- 市区町村民税等の滞納がないことを証する書類
- 妊娠中の子育て世帯については母子健康手帳の写し
- 建物の登記事項証明書の写し又は建築確認済証の写し
- 東日本大震災被災者にあつては罹災証明書の写し

※住宅本体に要する建築費又は購入費であつて付帯工事費、土地代金を除く。

※主たる施工が町外事業者である場合であつても、下請・部分施工等で町内事業者が加算額以上の工事を受注した場合も対象とする。